

平成22年度における個人情報保護条例の運用状況について

1 個人情報に係る公文書の開示請求件数 3件

2 個人情報に係る公文書の開示請求の内訳

実施機関	公開請求 件数	対 象 公文書数	処理の内容				取下げ	不服申 立ての 状 況
			開 示	非 開 示	部 分 開 示	不 存 在 等		
市長	3	3	0	0	1	2	0	なし

※ 実施機関（個人情報に係る公文書の開示を実施する機関）は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいいます。

3 その他の実施機関は、請求がありませんでした。